

助成事業のQ & A（応募編）

公募期間中に新たな項目を追加する場合があります。適宜ホームページをご確認ください。

一般事項

Q1. 助成を行う目的は何ですか？

1990年（平成2年）に大阪・鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承発展・普及啓発につながる研究開発や諸活動等を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的としています。

応募対象者

Q2. 国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業は応募できますか？

応募できません。ただし、そこに在職する職員が、業務上支障ない範囲でグループ、実行委員会等（人格なき社団）を組織することで応募することができます。

Q3. 大学や高校、学校法人は応募できますか？

応募できません。ただし、そこに在職する職員、在学する学生等が、グループ、実行委員会等（人格なき社団）を組織することで応募することができます。

Q4. 個人での応募はできますか？

応募できません。

Q5. 応募者が事業の実施者であるとはどういう意味ですか？

応募する団体自身が事業の実施主体であることです。従って次の場合は認められません。

- ①他の団体や個人の名義に替わって応募する場合
- ②事業の実質的な部分を他の団体や個人が行うことになる場合

Q6. 指定管理者ですが、応募は可能ですか？

指定管理者であっても、応募する事業が国や地方公共団体の指定管理業務でない場合は応募が可能です。

実施場所

Q7. 事業の実施場所は原則として日本国内とのことですが、例外はあるのですか？

例外として認められるものとしては次の場合があります。

- ①日本国外で現地調査を行い、日本国内で分析、とりまとめ等を行う調査研究や技術開発
- ②日本国外で行催事を行い、その成果を日本国内での活動等に反映させるもの

実施期間

Q8. 事業の実施期間が複数年度にわたる場合でも、継続して助成を受けることはできますか？

できません。助成は、1回につき1年度ですので、年度ごとに応募してください。また、同じ事業または団体について、連続して助成を受けることができるのは3カ年度（3回）までとします。

助成金

Q9. 助成は、なぜ助成対象経費の2分の1なのですか？

助成を受ける団体が主体性を持って活動することが重要であると考えているからです。

Q10. 花博記念協会以外からの助成を同時に受けることはできますか？

可能です。応募時に提出する事業収支予算書の収入の部に明記してください。

Q11. 謝金や旅費交通費についての算定基準はありますか？

当協会ではとくに算定基準を設けていませんので、申請する団体のものを使用してください。ただし、日当は助成の対象とはなりません。

Q12. 助成金の前払いは可能ですか？

可能です。原則として助成金は事業の完了後の交付（精算払い）となりますが、事業実施前に交付を受けなければ、その実施が著しく困難になると認められる場合は、前金払を請求することができます。ただし、交付決定額の2分の1以内です。

Q13. 事務局管理費や飲食費などは、助成の対象となりますか？

なりません。助成は、対象となる活動や調査に直接的に関係するものに対して行うものですので、申請団体の組織維持のための経費や、飲食費のように事業に直接的に関係しない経費は助成の対象としません。

Q14. 花博記念協会の助成金以外の収入について何か条件がありますか？

当協会では、助成の対象となる経費の2分の1以内を助成しておりますが、当協会の助成金以外の収入の調達方法につきましては、特に問いません。

応募の手続き

Q15. 申請書類及び添付書類送付の際の、安全かつ確実な方法とはどのようなものですか？

当協会では、原則として簡易書留での郵送をお勧めしています。郵便局の利用が困難な場合、宅配便等を利用して頂いても構いません。その場合、書類の紛失等のトラブルを避けるため、発送が証明できるような送付方法をご利用下さい。また、直接持参いただいても構いません。なお、何らかの事情により、当協会に書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意下さい。

Q16. 一旦提出した申請書類及び添付書類の修正、差し替え、追加は可能ですか？

提出期限となる日以前であれば、規定枚数の範囲内で可能です。

審査

Q17. 審査結果の通知はどのように行われますか？

審査結果の通知は次の2段階で郵送します。

- ①一次審査の結果：平成28年12月上旬
- ②採否の結果及び助成金交付の決定：平成29年1月下旬

Q18. 審査委員会の委員の構成については公表されるのですか？

公表されます。協会のホームページから名簿がダウンロードできます。

Q19. 一次審査はどのように行われるのですか？

有識者による審査委員会を設け、提出して頂いた書類の審査を行います。平成28年11月中旬までに実施予定です。

Q20. 二次審査は、どのように行われるのですか？

審査委員に対して事業計画等についてのプレゼンテーションを行っていただきます。平成28年1月中下旬に、関西と関東の2会場で実施予定です。ただし、一次審査に採択された25万円以下の少額助成の団体については、二次審査を免除します。

Q21. 二次審査に出席するための経費は応募者の負担になるのですか？

日本国内からの応募者については、1件あたり1名分の旅費交通費を協会の基準により支給します。日本国外からの応募者については支給されません。

Q22. プレゼンテーションはどのような形式で行われますか？

事業計画等の説明と質疑応答を合わせて15分間のプレゼンテーションとなります。事業計画等の説明は、パワーポイントの使用や小冊子の用意などによって行っていただきます。

Q23. 審査基準は公表されるのですか？

審査基準は公表しません。

その他

Q24. 協会のホームページに事業成果の報告が掲載されるのはいつですか？

具体の日程は未定ですが、平成28年度に実施する事業については、平成29年7月上旬を予定しています。

Q25. 協会のホームページに掲載される事業概要の内容はどのようなものですか？

ホームページには、助成先の名称、事業名、事業の成果（概要）、活動写真などを掲載します。